

若年者雇用対策に関する提言等

- 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(平成18年7月7日閣議決定)

第4章 安全・安心の確保と柔軟で多様な社会の実現

2. 再チャレンジ支援

- (1) 人生の複線化による柔軟で多様な社会の仕組みの構築
(働き方の複線化)

- ・ 新卒者以外にも広く門戸を拡げる複線型採用の導入や採用年齢の引上げについての法的整備等の取組、30～40歳程度のフリーター等にも国家公務員への就職機会を提供する仕組みの構築等により、新卒一括採用システムの見直しを進める。

- (2) 個別の事情に応じた再チャレンジ支援

(新たなチャレンジを目指す若者、女性、高齢者等の支援)

- ・ 「年長フリーター」等に対するキャリアコンサルティングの実施、能力や業界の求める条件に即した訓練コースの開発実施等、若者を支援する。

- 経済成長戦略大綱(平成18年7月6日(財政・経済一体改革会議))

第5 生産性向上型の5つの制度インフラ

1 ヒト:「人材立国」の実現

- (1) 一人ひとりが能力を最大限発揮できる社会の構築

④ 全員参加型社会の実現

年長フリーターの正社員化を含めた若年者の就職支援、非正規労働者の再挑戦支援と就業形態間の行き来の円滑化や均衡処遇の促進、仕事と生活のバランスの取れた働き方の推進等により、若者、女性、高齢者、障害者を含めた多くの人の意欲と能力をかきた就業参加を促す。

これにより、2010年までにフリーターをピーク時の8割の水準まで減少させる。

- 新しい少子化対策について(平成18年6月20日(政府・与党))

2 新たな少子化対策の推進

- (2) 働き方の改革

若者の就労支援やパートタイム労働者の均衡処遇の推進、女性の再就職支援等「再

チャレンジが可能な仕組みの構築」を推進するとともに、企業の子育て支援の推進や長時間労働の是正等、従来の働き方を改革する。

○ 再チャレンジ可能な仕組みの構築(中間とりまとめ)(平成18年5月30日(再チャレンジ推進会議))

1 再チャレンジを可能とする柔軟で多様な社会の仕組みの構築(人生の複線化)

(1) 働き方の複線化(多様な働き方を可能に)

① 新卒一括採用システムの見直し

○ 新卒者以外にも門戸を広げる企業の採用・人事制度の柔軟化

・ フリーターやボランティアの経験を企業の採用評価に反映させる仕組みを整備するとともに、学歴等にとらわれない人物本位の採用を目指し、第2新卒、フリーター等新卒者以外にも広く門戸を広げた複線型採用の導入や採用年齢の引き上げについて、法的整備等の取組や好事例の提供、経営トップへの働きかけを進めることにより、我が国企業の採用・人事制度の柔軟化を図り、自分の希望する仕事に再チャレンジする者を支援する。

2 個別の再チャレンジ支援策

(2) 新たなチャレンジを目指す若者、女性、高齢者等の支援

① 若者の再チャレンジ支援

○ 「就職氷河期」を克服して再チャレンジする若者への支援

・ 「就職氷河期」の間に、不本意な就職をしたままの若者正社員や、不本意ゆえ離職を繰り返す「年長フリーター」に対し、キャリアコンサルティングの実施や能力評価等を行う「再チャレンジ機会拡大プラン」、本人の能力を判断するための企業実習及び必要に応じての座学を実施する訓練システムや業界の求める採用条件に適応するための職業訓練コースの開発実施等を行う「年長フリーター自立能力開発システム」の整備等きめ細かな対策を実施することにより、自分の希望する仕事に再チャレンジする若者をバックアップする。

○ 「再チャレンジ計画」の策定による若者の自立的取組の促進

・ 自ら策定した「チャレンジ計画」に基づき、主体的、自主的な求職活動、スキルアップを進める若者に対し、ジョブカフェ、ハローワーク等の関係機関が連携、一層の「ワンストップ化」を進めつつ、こうした若者の職業的自立の実現に顕著な功績が認められる企業、個人、団体に対し厚生労働大臣表彰を行う等の支援策を行うことにより、若者を中心に、社会全体としてチャレンジする気運を高める。

○ 若者自立・挑戦プラン(平成15年6月10日(若者自立・挑戦戦略会議))

4 産業界等の主体的な取り組み

- 今般、産業界から、若年者の雇用促進・人材育成を強力に進める決意や、政府の施策への積極的協力の意思が表明された。これを高く評価し、政府としては産業界に対して、厳しい経済環境の中でも、若者に雇用や実習の場を提供し、その育成を図るよう強く求めるものである。
- 具体的には、通年採用の普及、求人開拓、インターンシップやトライアル雇用の受入れ、日本版デュアルシステムの推進、若年者に求める人材要件の明確化等について企業の協力を求めている。

7 具体的な政策の展開

② 若年労働市場の整備

- 「学卒即本格雇用」以外に「学卒後就職探索期間を経て本格雇用」という就業経路の複線化に対応した就職システムの整備を進める。具体的には、複数応募制、通年採用の普及、トライアル雇用の積極的活用、キャリア探索一形成に係る総合的な情報提供等を推進する。

○ 主体的なキャリア形成の必要性と支援のあり方～組織と個人の視点のマッチング～(平成18年6月20日((社)日本経済団体連合会))

2. 価値観の多様化と主体的なキャリア形成

(2) 企業が求める人材像

企業としては、若年層に対して企業が求める人材像を具体的に伝えていくことの重要性が増している。企業にとっても、採用基準や職場で求められる能力や資質を明らかにすることで、就職採用時におけるミスマッチを防ぎ、若手従業員の定着率を高める効果も期待できる。また、採用者個々人の能力や適性に焦点を当てた人材力を向上させる育成策がより効果を上げることになる。

○ 少子化問題に関する提言～「出産・子育てに優しい経済社会」の実現に向けて～(平成18年5月11日(日本・東京商工会議所))

II 商工会議所の役割

3 若年者の結婚力向上への支援

② 若年者の自立支援、人材育成、正社員雇用などの促進

ニートやフリーターの増加などの若年者雇用問題は、将来のわが国の経済活力を低

下させるのみならず、所得面などからも子どもを生み育てることへの阻害要因となっている。商工会議所では、若年者の自立促進、正社員雇用の促進に努めるとともに、教育界や行政などと連携し、企業の競争力強化や地域産業の発展に資する人材の育成、若年者の能力開発とその能力を活かした雇用機会の拡大などに向けて積極的に取り組む。

- 若手社員の育成に関する提言～企業は今こそ人材育成の原点に立ち返ろう～(平成17年5月17日((社)日本経済団体連合会))

具体的提言4:新卒者以外の若年者へも採用の門戸を広げる

未だ新卒一括採用を中心としている企業は多いものの、若年労働力の減少で優秀な人材の確保が難しくなること、あるいは採用抑制によって年齢別人員構成のアンバランスが生じている企業があることなどを考えれば、従来以上に門戸を広げ、中途採用の拡大にも前向きに取り組むべきである。(中略)

とりわけ現在は、能力が高くとも就職に失敗した結果やむなくフリーターとなっている若年者や、フリーターとして就労しながら有意義な経験を積み成長している若年者もいると考えられる。こうした若年者を採用し育成することは、企業にとっても人材戦略として有益であろう。

通年採用やトライアル雇用といった取り組みも有効な手段である。通年採用の実施により、海外大学卒業生やワーキングホリデー経験者などの多様な人材の確保が可能になる。フリーター等を有期雇用の期間従業員として採用し、そのうち能力と意欲のある人材を正社員として積極的に登用している例もある。

- 2007年度「連合の重点施策」(平成18年6月1日(日本労働組合総連合会))

II 各論

1 「安心・公正」社会の実現

(3) フリーター・ニート対策をはじめとした「再挑戦できる社会」の実現

- a) 「若者自立・挑戦プラン」を具体化・強化するとともに、インターンシップ、トライアル雇用等、若年者雇用の促進策や個々人のキャリア形成に対する支援を強化する。また、学校教育における勤労・就業意識の醸成のための施策や企業実習と一体となった教育訓練の拡充、強化を行う。

若者雇用対策の概要について

(1) 学生・新規学卒者に対する支援(職業意識形成・就職支援)

学生

小、中、高校

- ▶ 企業人等を講師として学校に派遣し、職業や産業の実態、働くことの意義、職業生活等に関して生徒に理解させ、自ら考えさせるキャリア探索プログラムを実施

高校

※ハローワークの「若年者ジョブサポーター」が、高校に出向き、職場見学から個別就職相談、就職面接会の開催、職場定着までの一貫した就職支援を実施。

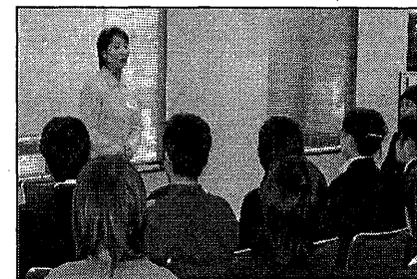


高校生を求人企業に引率

新規学卒者

大学、短大、専門学校等

- ▶ 全国に、六本木ジョブパークなど、大学生等向けの就職支援施設を配置し、職業相談・職業適性検査、全国の大卒求人情報の発信、セミナーや就職面接会の開催等を実施
- ▶ 大学就職部の担当者に対し、就職支援のノウハウに関するセミナーを開催



大卒未内定者向けのセミナー

未就職卒業生

- ▶ ハローワークにおいて、トライアル雇用を実施
※未就職卒業生など若年求職者を、3ヵ月間試行的に雇用する企業に対し、その間助成金を支給。
- * 試行雇用開始者数:約4.4万人、常用雇用移行率:80.0%(平成16年度実績)
約5.1万人、常用雇用移行率:80.0%(平成17年度実績)